

震災時等における 危険物の仮貯蔵・仮取扱いの手続について

～有事の際の手続を迅速化します～

1 危険物の仮貯蔵・仮取扱いとは？



消防法令で定められた数量（指定数量）以上の危険物は、市の許可を受けた危険物施設以外での貯蔵・取扱いが禁止されています。

ただし、消防長の承認を受けた場合は、10日以内に限り、一時的な貯蔵・取扱い（以下、「仮貯蔵等」といいます。）ができます。

仮取扱いの様子
(ドラム缶からの給油)



2 東日本大震災では……

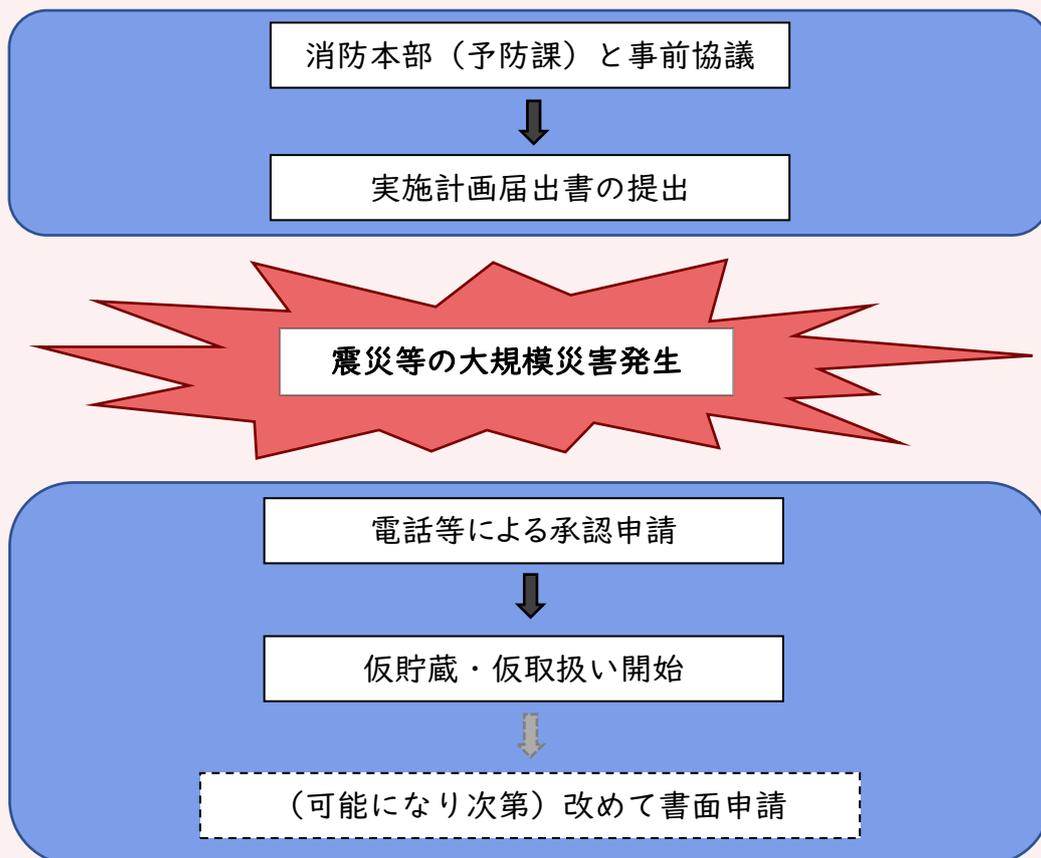
東日本大震災では、ガソリンスタンドなどの危険物施設が大きな被害を受けたことや、被災地への交通手段が寸断されたことなどにより、ドラム缶や地下タンクから手動ポンプを用いた給油作業や、危険物施設以外の場所（避難施設など）での一時的な暖房用燃料の貯蔵等が数多く行われました。



3 震災時等における手続の迅速化について

東日本大震災等の大規模災害において、仮貯蔵等の承認に係る手続は、安全性を確保しつつも迅速に行われることが求められました。

そのため、山口市においては、安全対策や必要な資機材の準備方法などを定めた実施計画書の作成・提出をしておくことで、有事の際に電話連絡等で仮貯蔵等の承認を受けることができることとしました。



なお、現に市の許可を受けている危険物施設において、設備等の故障に備えた代替機器を使用する計画や、停電に備えた非常用電源、手動機器等を使用する計画がある場合は、事前に市の許可を受けることにより、仮貯蔵等の承認申請は不要となります。（施設によっては予防規程の変更も必要です）

【詳細は下記までお問い合わせください】

山口市亀山町2番1号
山口市消防本部 予防課 危険物担当
☎083-932-2606

